



▲アライグマ

正しい知識を身に付けよう！

☎ 1022412

# 外来種ってなんだろう？



▲オオクチバス

☎ 環境保全課 ☎ (632) 2405

外来種とは、アライグマのように、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生き物のことです。

国外由来の生き物だけでなく、日本国内のある地域から、別の地域に持ち込まれた場合も外来種です。

外来種には、ペットや家畜、農作物として持ち込まれ、私たちの暮らしに欠かせない生き物もいる一方、地域の生態系や農作物に被害を与えたり、人間に直接危害を加えたりする生き物もいます。

## 外来種による被害を防ぐために

一度増えてしまった外来種を駆除することはとても困難であり、多くの金額と時間と労力が必要です。

外来種による被害を防止するには、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の「外来種被害予防三原則」を守ることが大切です。

国外由来の外来種で特に生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのある生き物は、外来生物法<sup>※</sup>で「特定外来生物」に指定され、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡（販売）などが原則禁止されています。

<sup>※</sup> 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

## 身近な特定外来生物にご注意ください

### 特定外来生物

#### オオキンケイギク

☎ 1022415

北アメリカ原産の多年草で、栽培品として日本に持ち込まれ、各地で野生化しています。繁殖力が強く、他の植物の生育環境を奪っています（開花期は5～7月）。

自宅の庭などで見つけた場合は、根元から引き抜き、種子や根を落とさないようにビニール袋などで密封し、確実に枯死させてから処分してください。



### 特定外来生物

#### クビアカツヤカミキリ

☎ 1022416

中国などが原産の昆虫で、幼虫はサクラやモモなどの樹木の内部を食い荒らして樹木を衰弱させ、樹木を枯らすなどの被害を引き起こします（成虫発生期は6～8月）。

見つけた場合は、手袋などを着け、殺虫剤などで確実に捕殺し、環境保全課へご連絡ください。

防除方法など、詳しくは、市<sup>☎</sup>をご覧ください。



### 条件付特定外来生物

#### アカミミガメ・アメリカザリガニ

全国に定着し、生態系などへ大きな被害を与えています。

一般家庭でペットとして飼育することはできますが、野外に放したり、逃がしたりすることは法律で禁止されています。寿命を迎えるまで大切に飼育しましょう。

野生の個体を見つけた場合の環境保全課への通報は不要です。



特定外来生物を見つけた場合、市民通報システム「宮ココ」[URL](https://post.utsunomiya.machi-info.jp/post) から通報または、環境保全課へ。



▲宮ココ